

町道路線の認定!!

理由：本町のシンボルロードの一環として町道路線の認定を行い、一体的に整備する必要があるため。

路線名	起点	終点
兼久安室線	兼久4番2	安室237番1
呉屋安室線	呉屋95番2	与那城138番4



防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱に基づく 3級及び4級の防音工事に係る維持費補助の 見直しに対する意見書

全会一致

防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱が改正され、平成28年度以降に新たに実施設計を行って設置する3級及び4級防音工事により空調設備の維持費は補助対象外とするとされた。

防衛施設周辺防音事業は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、在日米軍の飛行場等の運用に伴う航空機による騒音の障害を防止又は軽減するためのものであり、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等については、児童生徒等が学習を行う場であることから、空調設備の維持費も対象とされていると理解しているところである。

学校教育の現場では、始業時から終業時まで静かな環境での授業は大切である。3級及び4級の学校においても米軍航空機等による騒音は発生しており、その騒音による授業への影響の軽減をしていく必要があるため維持費補助は重要である。

本町においても、複数校に影響が及ぶことが予想される。

よって、本町議会としては、今回の改正による児童生徒の学習環境への影響を懸念しているところであり、今後も維持費補助について下記のとおり強く要請する。

記

1. 学校等における米軍航空機等による騒音の軽減を図っていくためにも、3級及び4級防音工事により新たに設置する空調設備の維持管理費について、これまでと同様に補助対象とすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月17日

沖縄県西原町議会

【あて先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣

人権擁護委員候補者の推薦決定!

川満ヤス子さん(我謝)

人権擁護委員法第9条の規定(任期は3年)により、崎原菊江さんが平成28年6月30日の任期満了に伴い委員を退任、その後任としての推薦であり、同法第6条第3項の規定により議会の意見が求められ、適任と判断した。

東部消防組合議会議員かつ議会活性化調査特別委員会委員の仲松 勤 議員が失職し、選挙・選任を行わなければならなくなった。

東部消防組合議会議員の選挙が行われ、全会一致で屋比久 満 議員に決定

議会活性化調査特別委員の選任が行われ、与儀 清 議員に決定



東部消防組合議会議員
屋比久 満 議員

意見書・その他